



メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
 CCI・・・Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

当所テレワークについて(2月25日まで)

当所では、新潟県等を対象とする新型コロナウイルスのまん延防止等重点措置により、1月19日(水)から職員を2班に分けてテレワークを実施していましたが、多くの確定申告、事業復活支援金等の相談に全所をあげて対応するため、**2月25日(金)をもって終了することといたしました。**

なお、3月2日(水)、3日(木)、4日(金)、7日(月)の所得税確定申告相談会は、感染症拡大防止のため、会場を3Fホール及び2F会議室に分散して実施予定です。

テレワーク期間中、会員事業所の皆様にはご迷惑をおかけしたこともあろうかと存じますが、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございました。

新型コロナ対策(減免)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方へ 令和3年度 保険料減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険料(国民健康保険・後期高齢者医療制度等)が減免となる場合があります。

世帯の主たる生計維持者について

- ・ 事業収入等のうち、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ・ 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ・ 収入の減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

(※前年とは、令和2年1月1日から令和2年12月31日になります。)
 申請受付期限は令和4年3月31日まで。(申請書類等一式は当所窓口にもあります)

【問い合わせ先】

新潟市保険料減免コールセンター (025-226-2633)

資金繰り円滑化相談会(毎月定例開催)

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

- 新潟県信用保証協会定例相談会 (原則毎月第1火曜日10:00～)
 - ・ 3月1日(火)
 - ・ 4月5日(火)
- 日本政策金融公庫定例相談会 (原則毎月第2火曜日10:00～)
 - ・ 3月8日(火)
 - ・ 4月12日(火)

<当所経営指導員(近藤・真野・柳)までご予約をお願いいたします。>

決算・消費税申告相談会

(事前に日時の予約をしてください。)

《所得税》○日程：3月2日(水)・3日(木)・4日(金)・7日(月)

《消費税》○日程：3月25日(金)

○時間：9:00～12:00 / 13:00～16:00

○会場：新津商工会議所 3F

【相談会に持参する書類等】

- ・ 決算書や月別総括集計表(分かるところは全て記入して下さい)
(みんなの青色申告を利用の方は使用中のノート型パソコン又は当該年度のバックアップファイル)
- ・ 控除証明書類
- ・ 申告者の方のマイナンバーカード又は通知カードのコピーと身分証明書(運転免許証等)のコピー
- ・ 扶養や配偶者控除等を受ける方のマイナンバーがわかるメモ
- ・ 利用者識別番号や予定納税などが記載された「お知らせハガキ」とパスワードがわかるメモ(税理士代理送信又はIDパスワード方式によりe-taxを利用される方)
- ・ 前年度の決算書及び確定申告書控え
- ・ 昨年の決算申告書を当商工会議所を通じて提出した人や税理士関与の人e-Tax送信で提出した人などへは申告書・決算書は送付されません。予定納税など必要な情報を記載した「お知らせのハガキ」または「お知らせ通知」が送付されますので、その通知をご持参下さい。

※所得税、消費税申告相談につきましては、若干の手数料をいただきます。

※税理士関与の方又は法人の方はご遠慮ください。

【新型コロナウイルス感染症対策のため、次の事項についてご協力をお願いいたします】

- ・ 相談会は事前に日時の予約が必要です。(予約のない方の相談は対応できません)
- ・ マスク着用をお願いします。(マスクをお持ちでない方は入場できません)
- ・ 会場入口で手指の消毒、体温測定をお願いします。
- ・ 風邪気味など体調の優れない方は来所をお控え下さい。
- ・ 2週間以内(相談会当日前の2週間)に感染拡大地域への往来がある方は来所をお控えください。
- ・ 感染症の状況により、止むを得ず相談会を中止または、個別対応にさせていただきます場合があります。

《主催》新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会

新型コロナの影響により期限までの申告等が困難な方は、 申告・納付等の期限を延長することができます

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内の申告等が困難な場合には、**令和4年4月15日(金)までの間**、簡易な方法(※)により申告・納付等の期限を延長する事ができます。

※期限後に申告が可能になった時点で、申告書の余白等に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を記載して提出してください。「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の提出は不要です。



新津商工会議所 No.428-2 2022年2月24日
 TEL:22-0121 FAX:25-2332
 メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
 CCI・・・Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

事業復活支援金

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。

対象者：新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者
 (中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主)

給付額：上限額

売上高減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月(2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高

算出式： $給付額 = (基準期間※1の売上高) - (対象月※2の売上高) \times 5$

※1 「2018年11月～2019年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間(対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間であること)

※2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること)

申請方法：①ホームページからアカウントの申請・登録(申請ID発番)
 ②当所などの登録確認機関による事前確認
 ③ホームページ(マイページ)から必要書類を添付し、申請(オンラインでの申請が困難な方向けのサポート会場も設置)

必要書類：確定申告書類、通帳(振込先が確認できるページ)、履歴事項全部証明書(法人)・本人確認書類(個人)、宣誓・同意書、対象月の売上台帳等

※：申請される方の状況(一時・月次支援金の受給や登録確認機関との継続支援関係有無、その他特例を用いる場合など)により必要書類は異なります。詳しくは制度概要資料をご確認ください。

申請期間：2022年1月31日(月)～5月31日(火)

特設サイト：[事業復活支援金](#) 検索

【お問い合わせ先】

事業復活支援金事業コールセンター

TEL：0120-789-140【8:30～19:00(土日、祝日を含む全日対応)】



感染防止対策認証制度及び認証店舗設備導入支援事業

●「にいがた安心なお店応援プロジェクト」認証申請受付期間延長

飲食店の皆様の感染防止対策を新潟県が認証し、お客様が安心してご利用いただける環境づくりを支援する制度です。

<申請の流れ>



対象となる飲食店：食品衛生法に基づく許可を受け、客席を有し、新潟県内で営業する飲食店
 ※旅館、ホテル、カラオケ、インターネットカフェも対象

受付期間：令和3年11月9日(火)～令和4年3月31日(木)

※郵送の場合は当日消印有効

<お問い合わせ先>

にいがた安心なお店応援プロジェクト事務局

TEL：025-288-6681(午前10時～午後5時、土日祝日・年末年始を除く)

メール：info@niigata-ninsho.com

URL：<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/ninshou.html>



●「感染症対策認証店舗設備導入支援事業補助金」受付再開のお知らせ

上記の新潟県感染症対策認証を受けた店舗が行った感染防止対策に係る設備整備等に係る経費について、補助金を支給します。

補助金額(上限)	補助率
50万円/店舗	3/4

対象店舗：食品衛生法第55条の規定による許可を受けている新潟県内の飲食店を営む法人又は個人であること(飲食スペースのあるものに限る)

新潟県感染症対策認証の取得に必用な設備等を整備し、同認証を申請していること。(認証取得前に設備等の購入が必要です。)

※認証が認められない店舗には、補助金は支給しません。

※既に本補助金を支給済みの店舗は対象外

対象経費：令和3年4月1日以降に支出した経費で、認証取得に必用な感染防止対策の施設改修及び設備整備等に係る経費。 ※消耗品は対象外

(例：HEPAフィルター付空気清浄機、非接触型検温器等)

受付期間：令和4年1月6日(木)～令和4年3月31日(木)

<URL>

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/ninsyoushien.html>

<お問い合わせ先>

新潟県感染症対策認証店舗補助金センター (TEL：025-250-0470)

※受付時間は午前9時15分～午後4時45分まで(土日祝日は除く)

